

2026.2月号 広報さいじょう目次

32 31 30 28-29 26-27 24-25 16-23 14-15 12-13 10-11 08-09 06-07 05 02-03

卷頭記事

二十歳の集い、盛大に開催！

ピックアップ①

広報さいじょう読者アンケート結果・

12月補正予算の主な事業

ピックアップ②

料金改定のお知らせ（公共施設使用料・水道料金）

ピックアップ③

地域のお困りごとは、民生児童委員へご相談を

ピックアップ④

市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく

ピックアップ⑤

市職員の給与と職員数の状況

さいじょう通信（まちの話題）



まちびと×SDGs

先輩からのメッセージ・今月のイチオシなど

インスタグラム写真紹介

健康ひろば・当番病院

子育てひろば・まちのアイドル



令和8年1月から

林野火災注意報・警報の運用が開始！

▶注意報の発令基準（①または②に該当する場合）

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下で、
前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
 - ②前3日間の合計降水量が1mm以下で、
乾燥注意報が発表された場合
- ※上記の基準に加え、強風注意報が発表された場合、
警報を発令します！

発令されたら……

●林野火災注意報

火の使用制限に従
うよう努めなけれ
ばなりません。

●林野火災警報

火気の取り扱いは禁止
です。（使用した場合
は罰則※があります）



詳細はホームページを
ご覧ください▶



※30万円以下の罰金または勾留に処することが消防法で定められています